

大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領

(趣旨)

第1 この要領は、大町市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量・調査・設計及び工事監理業務(以下「建設工事等」という。)について、適正な業者選定に資するため、指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2 市長は、大町市建設工事入札参加資格者名簿及び建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿に登載された者(共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下「入札参加資格者」という。)又はその使用人が別表第1、別表第2、別表第3、及び別表第4の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、建設工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る入札参加資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る入札参加資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3 市長は、第2第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、第2第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)についても、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて、期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 市長は、第2第1項又は前2項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4 入札参加資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間

の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

一 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号から第4号まで又は第5号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号まで又は第5号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）

3 市長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前4項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該入札参加資格者について指名停止を解除するものとする。

（報告）

第5 部課長は、その所管する建設工事等について、入札参加資格者が、別表各号に定める措置要件の1に該当すると認められるときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

（指名停止の決定）

第6 市長は、第5の報告等に基づいて、大町市業者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮り、指名停止の決定を行うものとする。

2 前項の場合において、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由として指名停止を行うときは、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

（指名停止の通知）

第7 市長は、第6の規定により指名停止を決定したときは、関係部課長等に通知するものとする。

2 市長は、第1項の規定により指名停止の決定をしたときは、遅滞なくその旨を指名停止を受けた者に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第8 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。  
ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りではない。

(下請等の禁止)

第9 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が建設工事等の全部、若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する処置)

第10 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認められるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成7年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、告示の日から適用する。

#### 別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件		期 間
虚偽記載	1 市の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、その添付書類、その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負の相手方として不相当であると認められるとき	1か月以上 6か月以内
粗雑工事	2 市が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき	1か月以上 6か月以内
	3 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき	1か月以上 3か月以内

措 置 要 件		期 間
契 約 違 反	4 第2号に掲げる場合のほか、市が発注した建設工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき	2週間以上 4か月以内
安 全 管 理 措 置 不 適 切	5 市が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適當であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えたと認められるとき	1か月以上 6か月以内
	6 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適當であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	1か月以上 3か月以内
	7 市が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適當であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき	2週間以上 4か月以内
	8 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適當であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	2週間以上 2か月以内

別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件		期 間
贈	1 入札参加資格者(入札参加資格者が法人のときは、その役員)又はその使用人が、市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで

	措 置 要 件	期 間
賄	<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>イ 入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>ロ 入札参加資格者の役員又は支配人及び支店若しくは営業所(常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ハ 入札参加資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「一般使用人」という。)</p>	<p>公訴を知った日から</p> <p>8 か月以上 2 4 か月以内</p> <p>6 か月以上 1 8 か月以内</p> <p>6 か月以上 1 2 か月以内</p>
	<p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員及び近隣都県の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 一般使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6 か月以上 1 8 か月以内</p> <p>4 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p>
	<p>4 代表役員等が県外(近隣都道府県を除く。)の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 か月以上 1 2 か月以内</p>

措 置 要 件		期 間
独 占 禁 止 法 違 反	5 入札参加資格者が、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 4か月以上 18か月以内
	6 市と締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき	当該認定をした日から 6か月以上 18か月以内
談 合	7 入札参加資格者又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上 24か月以内
	8 市と締結した請負契約に係る工事に関し、入札参加資格者又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った 日から 6か月以上 24か月以内
不 正 又 は 不 誠 実	9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内
	10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により、公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内

別表第3 暴力団との関係に基づく措置基準

措 置 要 件		期 間
暴 力 団 関 係	1 代表役員等、一般役員等、又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者であると認められるとき	当該認定をした日から1年を経過し、改善されたと認められるまで
	2 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき	当該認定をした日から 3か月以上 9か月以内
	3 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき	当該認定をした日から 2か月以上 6か月以内

別表第4 その他

措 置 要 件		期 間
そ の 他	1 別表1、別表2及び別表3の各号に該当する場合で、長野県が指名停止処分を行ったとき。	長野県の指名停止期間
	2 別表2の2イ、ロ又はハに掲げる者が市職員に対して、入札に関する情報を不当に得ようとしたとき。	当該認定をした日から 6か月以内